

村公式ホームページをリニューアルします

村内外への情報発信の手段として、見やすく、使いやすいホームページを目指し、村公式ホームページをリニューアルします。

●**リニューアル日時** 2月24日(火)午後1時頃(予定)

●**リニューアルのポイント**

・マルチデバイスへの対応 スマートフォンやタブレット端末等の各種デバイスで閲覧した際に自動で表示を最適化します。	・ウェブアクセシビリティの向上 高齢の方や障がいのある方を含め、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できることを目指します。	・災害時なども安定的に閲覧できる仕組みの構築 災害発生時等でアクセスが集中する場合は、アクセスしやすく、視認性に優れた専用のページに切り替えて表示します。
--	---	---



スマートフォンでの表示イメージ



パソコンでの表示イメージ

●注意事項

- ①トップページ以外のページはURLが変更となります。
お気に入り登録をされている方は再度登録してください。
- ②端末によっては、ページの読み込みに時間がかかる場合やインターネット上のキャッシュの影響でページが閲覧できなくなる場合があります。その場合は、ブラウザを再起動し、再度アクセスすることで解消されます。
- ③ページの表示崩れや検索時に古いページが表示されるなど不具合が発生する場合がありますが、時間経過と共に正常な画面が見られるようになりますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

●**問合せ先** 総務部企画課



令和7年度飛島村 男女共同参画セミナー

男女共同参画の意識づくりのため、飛島村男女共同参画セミナーを次のとおり開催します。

●セミナーテーマ

想いが伝わる話し方

「家庭で実践できるアンガーマネジメント」

●内容

家族に対する言葉や態度は身近な存在であるがゆえに、きつくなりがちです。円満な家庭を築くために、感情とうまく付き合う方法をお伝えします。どなたでも参加できますので、皆さまお誘い合わせのうえ、お気軽にお越しください。

●日時

3月15日(日)

午後2時～3時30分

●会場

中央公民館3階 視聴覚室

●講師

株式会社プラススマイル

代表 濱崎 明子氏

●参加費

無料

●対象

在住・在勤問わずどなたでも

●定員

30名

定員に満たない場合は、当日参加(受付)もできます。

●申込方法

電話またはFAXで氏名、電話番号および参加人数を総務部企画課へお知らせいただくか、次の二次元コードからお申込みください。



あいち電子申請
届出システム

●申込期間

2月2日(月)～3月13日(金)

●申込み・問合せ先

総務部企画課

☎ 97-3462

FAX 52-0089



飛島学園で人権教室を実施しました

12月10日(水)、人権週間に合わせて飛島村人権擁護委員による「人権教室」を実施しました。飛島学園4年生を対象に、「人権とは何か」、「互いの違いを認め合うことの大切さ」について学びました。グループワークでは児童一人ひとり積極的に意見を出し合い、人権について学びを深めることができました。



●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

ブロック塀等撤去費補助金

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

※補助金申請は、工事着手前に行っていた必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課



防災行政無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Ｊアラート)*を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(以下に、記事を掲載しています)をご利用ください。

●訓練実施日時 2月6日(金) 午前11時ごろ

●訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に防災ラジオの作動確認をお願いします。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	上りチャイム音 + 「これは、Ｊアラートのテストです。」×3 ・・・訓練放送文・・・ + 下りチャイム音



※Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご利用ください。

☎ 0800-2000-5656

県内の固定電話からのみ利用可能
※通話料は無料です。

☎ 0567-5211451

携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。
※通話料がかかります。

※おかけ間違えのないようにお願いします。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先

総務部総務課



早めのご使用を

「すこやか商品券」

「飛島村共通商品券」

「物価高騰対策商品券」

いずれの商品券も有効期限は2月28日(土)です。

期限を過ぎますと使用できなくなりますので、まだお手元に商品券をお持ちの方はお早めにご利用ください。

また、取扱店におかれましては、飛島村商工会への換金期限が3月13日(金)となっておりますので、期限内に忘れずに換金いただきますようお願いいたします。

●問合せ先

【すこやか商品券に関する事】

すこやかセンター内福祉課

【飛島村共通商品券に関する事】

飛島村商工会

【物価高騰対策商品券に関する事】

総務部総務課



Tobishima

活気・魅力・人づくりの村

自転車の一定の違反行為に 交通反則通告制度が導入

令和 8 年 4 月 1 日から

～道路交通法改正～

交通反則
通告制度

が適用!!

スマホ等のながら運転



反則金 12,000 円

遮断踏切立入り



反則金 7,000 円

信号無視



(※点滅信号は 5,000 円)

反則金 6,000 円

右側通行 (通行区分違反)



反則金 6,000 円

指定場所一時不停止



反則金 5,000 円

無灯火運転



反則金 5,000 円

傘さしや大音量でのイヤホン等使用運転



(公安委員会遵守事項違反) 反則金 5,000 円

並進



反則金 3,000 円

守りましょう!

自転車安全利用 五則

(令和 4 年 11 月 1 日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯



4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



※乗客者は、自身がヘルメット着用が義務になるとともに、幼児を幼児用座席に乗せるときや、児童、幼児が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

●問合せ先 蟹江警察署交通課 ☎95-0110

「児童クラブ」 春休み利用案内

●日 時

3月24日(火)～4月8日(水)
午前7時30分～午後6時30分
(日曜を除く)

●場 所

飛鳥学園内児童クラブ

●対 象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる方(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

●利 用 料

・3月24日(火)～31日(火)
2,500円
・4月1日(水)～8日(水)
2,500円

●申請書類

・児童クラブ一時利用申請書
・就労証明書
・その他必要書類

●申請書類配布・申込期間

2月2日(月)～13日(金)
午前10時30分～午後6時30分
(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

※定員 10名程度(春休み利用者)

(定員を超える場合児童クラブ利用基準表で選考)

※新1年生は4月1日から利用できます。詳しくは飛鳥学園内児童クラブまでお問合せください。

●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

物価高対応 高校生世代 応援金支給事業

物価高騰の影響を受ける高校生世代の子を持つ家庭に対し、通学費を始めとする生活費への負担軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して応援金の支給を行います。

●支給額

対象者1名あたり4万円

●対象者

令和8年1月1日時点で飛鳥村の住民基本台帳に記載のある方で、平成19年4月2日から平成22年4月1日までに出生した方

●その他

対象者へは個別に令和8年1月上旬に案内を郵送しています。案内がお手元にならない方は、総務課までご連絡ください。

●問合せ先

総務部総務課

令和8年度愛知県 男女共同参画人材育成 セミナー受講生募集

政策や方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、女性人材を計画的かつ継続的に育成することを目的として、愛知県男女共同参画人材育成セミナーが実施されます。

セミナーに参加してくださる方を次のとおり募集します。

●実施期間

5月～令和9年3月まで
全8回

●対 象

・在住している女性
・本村と雇用関係等が無い方
・心身ともに健康で本セミナーに全日程を通して参加ができる方
・セミナー終了後、本セミナー修了生を主体に構成する「海部・なのの会」に加入していただける方

●受講料 無料

●申込方法

総務部企画課までお電話でお申込みください。

●申込期限 3月20日(金)

●申込み・問合せ先

総務部企画課

カラスの巣を見つけたら すぐ通報をお願いします

皆さまのご協力が停電事故を減らします！

例年2月中旬から6月上旬までの間、カラスの巣作りが活発になります。

木の枝や金属ハンガーなどで作ったカラスの巣が電線に接触すると停電が発生することがありますので、電柱にカラスの巣を発見した場合は、

中部電力パワーグリッドまでご連絡ください。

●問合せ先

中部電力パワーグリッド(株)

港営業所

0120-929-309



停電お知らせサービスチャットでも通報できます



固定資産税・村県民税 前納報奨金の廃止

令和7年4月号広報とびしままでお知らせしたとおり、令和8年度から固定資産税および村県民税の前納報奨金が廃止となります。今後もし引き続き納期限内の納付をお願いします。

口座振替をご利用の方へ

口座振替で全期の「前納」を申し込まれている方で、前納報奨金廃止に伴い令和8年度以降の口座振替を「期別」に変更される方は、**取扱金融機関の窓口**に通帳、届出印および納税通知書（納付書）を持参のうえ、令和8年2月末日までに変更の手続きをしてください。

固定資産税の共有名義がある場合は、その分についても手続きが必要になります。

問合せ先

総務部税務課

後期高齢者医療制度	
送付月	対象期間
6月	11～12月分
2月 (10日発送予定)	1～10月分

国民健康保険	
送付月	対象期間
4月	1・2月診療分
6月	3・4月診療分
8月	5・6月診療分
10月	7・8月診療分
12月	9・10月診療分
2月 (20日発送予定)	11・12月診療分

国民健康保険・ 後期高齢者医療制度の 医療費通知

国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入の皆さまに、ご自身の診療にかかった費用等をご確認いただくため、左記の表のとおり医療費通知を送付しております。

掲載期間

村公式ホームページのトップページの下端8枠

掲載場所・枠数

本村では、村の財源を確保するとともに、民間企業等との協働を促すことにより地域の活性化を図るため、村公式ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

令和8年度 村公式ホームページ バナー広告募集

問合せ先

【国民健康保険の医療費通知】
民生部住民課
☎ 97-3472

【後期高齢者医療制度の医療費通知】
あいち後期高齢者医療コールセンター
☎ 0570-011-558

この通知は、確定申告の医療費控除を受ける際の添付資料として利用することができます。確定申告の手続きの際にお手元に届いていない診療分につきましては、領収書をご使用いただきますようお願いいたします。

4月1日(水)～

令和9年3月31日(水)

※1ヵ月単位での申込み可能(広告主が指定できます。)

広告掲載料

一枠あたり 月額5,000円

・12ヵ月掲載(4月1日(水)～令和9年3月31日(水))

50,000円

・6ヵ月掲載(4月1(水)～9月30日(水)または10月1日(木)～令和9年3月31日(水))

25,000円

※掲載料は一括前納となります。

申込期限

4月1日(水)から掲載するもの
2月27日(金)

申込方法

村公式ホームページから「飛鳥村広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、広告原稿案などのデジタルデータ、会社案内等会社の概要がわかるものを添えて総務部企画課へ提出してください。

※詳細は村公式ホームページをご覧ください。

問合せ先

総務部企画課



村公式ホームページ
「広告掲載案内」

助成事業の申請のお知らせ

本村では、次の助成事業を行っています。申請期限がありますので対象となる方は早めにすこやかセンター内保健環境課まで申請してください。

[申請期限]

3月31日(火)

●一般不妊治療費助成

戸籍上の夫婦または事実婚関係にあり、夫婦のいずれかが村内に住所を有する方(女性が43歳未満に治療を開始に限る)で不妊症と診断され一般不妊治療(ホルモン療法や人工授精など)を受けた治療費の一部を助成します。

▶令和7年3月1日(土)から令和8年2月28日(土)までの間に要した治療費

●任意予防接種費用助成

▶令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの間に受けた予防接種費用

予防接種名	対象者	助成回数	助成金額 (1回あたり)
おたふくかぜ	1歳から小学校就学前相当年齢	2回	自己負担額
インフルエンザ	65歳未満	13歳未満 2回 13歳以上 1回	2,000円 (上限)
高齢者肺炎球菌	当該年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方	1回	6,000円 (上限)
帯状疱疹	50歳以上	シングリックス (帯状疱疹不活化ワクチン) 2回	11,000円 (上限)
		ビケン (水痘生ワクチン) 1回	3,500円 (上限)

●子育て家族支援事業

村内に住所を有する未就園かつ未就学の1歳以上のお子さんの一時預かりに要した料金の一部を助成します。(1人あたり12回/年度、1回あたり上限2,500円まで)

▶令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの間に利用した一時預かり費用

●妊産婦および子育てタクシー料金助成

村内に住所を有する妊産婦または0～3歳のお子さんを持つ保護者等がタクシーを利用した際の料金の一部を助成します。(1人あたり15,000円/年度 ※妊産婦は妊娠～産後2か月まで)

▶令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの間に利用したタクシー料金

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課



犬・猫の避妊と去勢手術費用助成のお知らせ

村内で犬猫を飼養し、避妊・去勢手術を受けさせた方の費用を一部助成します。

●補助を受けるための要件

- ・飼い犬については、犬の登録がされていること
- ・当該年度中に手術を受けていること
- ・自らが飼育する犬・猫であること

●補助金額

- 避妊手術(メス)
犬…3,000円
猫…2,500円
- 去勢手術(オス)
犬…2,500円
猫…2,000円

●添付書類

- ・手術を行ったことを証明するもの(受給資格調書)
- ・領収書の原本
- ・振込先がわかるもの(振込通帳の写し)

●申請期限 3月31日(火)

●その他

- ・登録されていない飼い犬は、申

請と同時に登録申請が必要です。
(手数料3,000円)

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

カメムシの発生防止にご協力をお願いします

カメムシは、水田で栽培されている米に被害を与えるほか、刺激を与えると特有のにおいを発する不快害虫です。

カメムシは寒さに弱いですが、水田のあぜや庭の雑草が伸びていると越冬することができ、冬の間雑草を刈り取ったり、除草剤を散布したりすることでその発生を抑制することができます。農業の被害防止だけではなく、快適な住環境を維持していくためにも所有している水田の草刈り、庭の手入れにご協力をお願いします。

●問合せ先

開発部経済課

愛知県消費生活モニターの募集

愛知県では、消費者を取り巻く様々な問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

●モニターの主な活動

- ①日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法などの観察・県への情報提供(年2回程度)
- ②地域・周囲など身近な方への消費生活に関する情報の提供
- ③消費生活に関するアンケートへの回答(年1回程度)
- ④研修会(年1回の予定)への出席(交通費は自己負担)など

●応募条件

県内にお住まいの満18歳以上の方(公務員、公職選挙法による公職者は除く)

●任期

県が依頼した日(令和9年3月31日(水))

●謝礼

年額1,500円以内(予定)

●申込期限

2月24日(火)(消印有効)

●応募方法

役場、各県民事務所等の広報コーナーで配布されている所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、お申込みください。応募は愛知県ホームページから受け付けます。

●問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

☎052-954-6163



愛知県ホームページ
[愛知県消費生活モニター]

